

船舶製造・修理業、船用機関製造業

中分類	小分類	細分類		
E31 輸送用機械器具製造業	E310 管理、補助的経済活動を行う事業所 (31 輸送用機械器具製造業)	E3100 主として管理事務を行う本社等		
		細分類の説明	主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。	
		事例	管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	
		E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
		細分類の説明	主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。	
		事例	自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫	
	E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	E3131 船舶製造・修理業	
			細分類の説明	主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。ただし、主として船体ブロックの製造若しくは船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装工事、船台工事、建具工事、配線工事などを行う事業所は本分類に含まれない。また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類3133に分類される。
			事例	鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業
			不適合事例	船舶部分品製造業 [部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される]；船体塗装業 [0771]；船内配線業 [0812]；舟艇製造・修理業 [3133]；船用機関製造業 [3134]；船用機関修理業 [9011]
			E3132 船体ブロック製造業	
			細分類の説明	主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。
			E3133 舟艇製造・修理業	
			細分類の説明	主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。
事例			ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業	
E3134 船用機関製造業				
細分類の説明			主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。	
事例			船用内燃機関製造業	
不適合事例	船用機関修理業 [9011]			

日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)